

## これまでの議論の整理（案）

1. 現状と課題

## ＜現状＞

- ・多様な日本文化の発信が期待される中で、生活文化などについても、保存・活用の必要性について認識が高まっている。
- ・コロナ禍により、公演等の発表の機会が失われるとともに、行事の中止により、保存・活用に重大な影響を与えている。特に、書道などを含めた生活文化や芸能においては、継承の基盤となる日常的な教授活動が継続できなくなっている。
- ・過疎化や急速な少子高齢化等による担い手不足等により、地域における文化財の継承が危ぶまれる状況が継続している。

## ＜課題＞

- ・現時点では価値付けが定まっていない分野や、歴史が浅く学術的な蓄積がまだ十分でない文化財について、その特性に応じた保存・活用を図る必要がある。
- ・無形文化財や無形の民俗文化財については、地域の取組により把握が進むことに応じて、より柔軟な方策により、幅広く保存・活用のための措置を講じていく必要がある。
- ・国・地方を通じて財政的な制約が増す中で、所有者等の自主的な保存・活用を促す取組を促進する必要がある。
- ・地方創生の観点から、地域の文化的資源を掘り起こし、保護・活用を図っていくことが地方公共団体にとって重要である。
- ・文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画の導入(平成 30 年)により、地方公共団体における文化財の把握が進んでいく中で、地域の実態に合わせた多様な保存・活用の取組が求められる。

2. 多様な文化財を保存・活用していくための方策

## (1) 無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度の必要性

## ＜必要性＞

- ・ユネスコにおける無形文化遺産保護条約が発効し（平成 18 年）、これまでに、我が国の無形文化遺産は 21 件となるなど、無形の文化財の保存・活用に対する認識が高まっている。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により、様々な実演を伴う公演が中止・延期になっており、その継承にも大きな影響を及ぼしており、また、地域のお祭りなどの年中行

事も実施できない、ないし縮小する事態が生じている。

- ・従前から、無形文化財について、生活様式の変化や担い手の高齢化等により、その存続が危ぶまれるものが増えている。
- ・文化財保存活用地域計画により、地域のお祭りなどが地域文化の特色として捉えられ、御輿などを保存していくことの認識が高まる中で、強い規制を伴わない柔軟な保存・活用の措置を講じていくことが重要。
- ・独自に無形の民俗文化財の登録制度の導入を検討している地方公共団体においては、登録に向けた調査等を進める過程で、保存団体が結成されるなど、地域において当該文化財の保存・活用に向けた機運の醸成や自主的な活動にもつながっているとの指摘がある。
- ・また、例えば、国が地域の郷土料理を無形の民俗文化財として価値付けることによって、地域の人々の意識が変わり、その保存・活用の促進につながるとともに、来るべきインバウンド需要を迎えるに当たっても極めて有効であるとの指摘もある。

#### <具体的な方策>

- ・無形文化財及び無形の民俗文化財について、より広く保存・活用を進めるため、現在ある重要無形文化財や重要無形民俗文化財の指定制度を補完する制度として、登録無形文化財制度及び登録無形民俗文化財制度を創設することは有意義である。
- ・その際、記録選択との役割の整理や、登録による保存・活用の有効性を高めるための方策についても併せて実施することが必要である。

#### <検討すべき論点>

##### (既存の登録制度の更なる活用)

- ・平成8年以降に登録制度を導入した有形文化財においては、建造物では1万件を超える登録がされている一方で、コレクションとして登録している美術工芸品では17件に留まっており、必ずしも有効に機能していないとの指摘がある。
- ・建造物については、全国的な調査を実施し、将来的に登録され得る建造物を網羅的に把握することにより、地方公共団体との連携の中で、積極的に登録を進めている。
- ・美術工芸品については、登録基準が「原則として製作後五十年を経過したものであって歴史的若しくは系統的にまとまって伝存したもの又は系統的若しくは網羅的に収集されたもの」と規定されており、地方公共団体の意見を聴いた上で、コレクションとして登録することとなっていることから、指定されている件数と比較しても少ない。
- ・国は、既に導入している有形文化財の登録制度について、幅広い文化財の保存・活用のためにも、更なる活用を図っていく必要があるのではないかと。
- ・こうした状況の中、指定制度を補完し、幅広く保存・活用を図るといふ登録制度の趣

旨を踏まえると、無形文化財及び無形の民俗文化財に登録制度を創設する場合には、柔軟な登録基準としていくことが重要との指摘がある。

#### (記録選択との関係の整理)

- ・無形文化財及び無形の民俗文化財には、記録選択の制度があり、保存・活用に関して一定の役割を果たしているとの指摘がある。
- ・一方で、記録選択(記録作成等の措置を講ずべき無形文化財、無形の民俗文化財)は、変遷の過程を知る上で貴重なもの(無形文化財)、風俗慣習、民俗芸能、民俗技術のうち重要なもの(無形の民俗文化財)について、国が自ら記録作成を行ったり、地方公共団体が行う記録作成や公開事業に対して助成を行ったりしているが、特段の規制や作成した記録等に関する支援を講じるものではないため、当該文化財を継続的に保存するものとはなっていない。
- ・したがって、より多様な保存・活用のための手法を取り得るようにするためにも、無形文化財及び無形の民俗文化財に関する登録制度を創設することは有意義ではないか。

#### (地方の指定制度等との関係)

- ・有形文化財においては、平成8年に建造物の、平成17年に美術工芸品の登録制度が創設されている。
- ・その際、地方の指定制度との関係については、国の登録制度が国及び地方の指定制度を補完するものとの観点から、地方指定制度が優先することとされている。一方で将来的な国指定を視野に追跡や調査を行うため、所有者等の同意が得られる場合は、国の登録と地方の指定を重ねて行うことも可能である。
- ・今回創設を検討している無形文化財等における国の登録制度についても、有形文化財における取扱いと同様にすることが適当と考えられる。
- ・したがって、国において登録となった無形文化財及び無形の民俗文化財について、地方公共団体において指定された場合には、国の登録からは抹消することを原則とする。一方、将来的な国指定を視野に、保存・活用のための措置を講じる必要があり、かつ、保持者又は保持団体の同意がある場合は、登録を維持することとしてはどうか。

## (2) 多様な文化財の保存・活用

### <必要性>

- ・文化財保護法による保護制度の制定当初は対象として想定していなかったものの、今後新たに文化財として評価し得るものや、現行の文化財保護体系の中では十分な保護

措置をとることの難しい文化財について、将来的な保存・活用に向けた取組を実施していくことが必要である。

- ・しかしながら、茶の湯や書、食文化等の生活文化等については、我が国の多様な文化を表すものとして、積極的に保存・活用や振興を図っていくことが求められているものの、これまで、実践者の裾野が広く、芸能等のわざとも異なるため評価が難しく、また、用具等の種類も多いこと、さらに、複数の流派などに分化されていることによって、国の指定等による適切な保存・活用が難しいと指摘されてきた。
- ・特に無形文化財として指定をしようとする、国は、無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財に指定し、同時に、これらのわざを高度に体現している者を保持者または保持団体に認定することとしているが、様々な流派があることなどにより、優劣をつけられず、保持者等の認定ができないのではとの指摘がある。
- ・一方で、茶の湯では、そこで用いられる道具や茶室の中には国宝や重要文化財に指定されているものがあり、また、茶の湯の文化の発展に貢献したとして文化勲章を受け取る者もいる。さらに、こうした生活文化の分野についても、例えば茶の湯のように一定の学術的蓄積がある分野もあると指摘されている。
- ・また、例えば食文化は、しつらえや器も含めて、料理をとりまく様々な文化的要素が融合して、一つの文化的価値を創出している側面もあることから、こうした特徴に留意しつつ保存・活用することが考えられる。
- ・更に、例えば書のように、長い歴史性を有するとともに、時代ごとに書体の変遷や新たな分野が生まれるなど、その様式が変化してきており、変化を前提として、どのように保存・活用を図るかという視点も重要である。
- ・落語をはじめ寄席で行われる演芸がなくならないように保護が必要。演芸には、落語以外にも多様な芸があり、現在の人気を博する芸能の基になっている。
  
- ・美術品等の中でも、現代アートと称される分野のものを含めて、制作されてから時間があまり経過していない作品については、これまで文化財保護法に基づく保存・活用の対象とはされていなかったが、現代アートを中心に、海外のコレクター等に高く評価され海外に出ていくものもある。我が国の多様な文化を守り・発信していく観点からは、こうした分野についても、積極的に保存・活用を図ることが期待されている。

### <具体的な方策>

- ・茶の湯や書などの生活文化や、現代アートについて、我が国の多様な文化を適切に保存・活用するため、文化財保護法においても適切な保護措置を講じる必要があるのではないか。
- ・その際、生活文化については、技術や所作だけでなく道具などとともに総合的に捉え

る視点も考えるべきものであること、例えば、食文化のように全国的な広がりのあるものと、郷土食のように地域的な特性を有するものがあること、更には、時代の変化とともに新たな表現形式が生み出されるなど、変化しつつ発展してきたものであることなどが指摘されており、そうした特性を十分に考慮する必要がある。

- ・そのため、国においてはこうした現在の文化財保護法の体系では十分な保護措置がとられていない分野について、その実態を調査しつつ、指定・登録など保護法上の適切な保存・活用について検討・実施していくことが求められる。
- ・また、古典落語や講談だけでなく、演芸についても、学術的な裏付けがあれば、無形文化財として価値付けが行っていったらどうか。
- ・さらに、現在、登録制度のある有形文化財については、制作後 50 年の経過を登録の基準としているが、現代アート作品を含む美術工芸品については当該基準を満たす前に、海外への流出や、散逸してしまうおそれもあることから、例えば、学術的な調査研究が進み、系統的又は網羅的に収集されたもの等については、より柔軟にすることも含めて、幅広く保存・活用していくために有効な方策を構築していく必要があるのではないか。

#### <検討すべき論点>

- ・生活文化については、茶の湯、書道、食文化など分野ごとにその特徴が大きく異なることから、それらの分野を一様に取り扱っていくのではなく、それぞれの分野の特徴（例えば、食文化であれば、無形文化財にふさわしいものと無形の民俗文化財にふさわしいものの両方が存在）を踏まえ、柔軟に制度を運用していく必要があるのではないか。

### (3) 地方公共団体における登録制度の必要性

#### <必要性>

- ・地方公共団体による保護としては、文化財保護法により定められた指定制度と、地方公共団体が独自に条例等で定める登録制度がある。現在、多くの地方公共団体において、指定制度が運用されており、約 11 万件以上の文化財が地方指定となっている。
- ・一方で、指定制度とは別に、条例による有形・無形の登録制度を設けている地方自治体が 85 (2 府県、83 市町村) あり、約 5,000 件の文化財が登録されており、近年増加傾向である。(平成 27 年度約 4,500 件から、令和 2 年度約 5,000 件に増加)
- ・文化財やその所有者に最も身近な行政主体である市町村の単位で、消滅の危機にある文化財の掘り起こしを含め、文化財を総合的に把握し、地域一体で計画的に保存・活用に取り組んでいく観点から、平成 30 年に文化財保護法を改正し、文化財保存活用地

域計画に係る制度を創設。

- ・都道府県については、文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、当該都道府県内において各種の取組を進めていく上での基盤となる、文化財保存活用大綱を策定することとした。これにより、各地域において、これまで十分に保存・活用されていなかった地域の文化財を改めて見直し、総合的に把握する動きが広がってきている。
- ・過疎化・少子高齢化が進む中で、地方公共団体においては、それぞれの特性を生かして地方創生を図っていくことが重要であり、その際、地域の文化財の掘り起こしと、保存・活用の取組は、核となる施策である。

### <具体的な方策>

- ・こうした状況から、新たに把握される地方公共団体で未指定の文化財について、地方公共団体が地方登録制度の枠組みで保護を図っていくことを一層促進するため、文化財保護法上の制度として、地方の登録制度を位置付けることが有意義である。
- ・現在の地方公共団体の独自の指定制度や登録制度においては、有形の文化財から、無形の民俗文化財まで多様な指定・登録がなされており、特に無形の民俗文化財については、地域の実情に応じた支援を行う観点から、登録制度の活用が有効ではないか。

### <検討すべき論点>

#### (国の登録制度等との関係)

- ・平成8年以降に創設された有形文化財の国の登録制度（平成8年：建造物、平成16年美術工芸品）や今回創設を検討している無形の文化財の国の登録制度と地方の登録制度について、それらの関係を整理する必要がある。

#### (地方に登録を促進するための取組)

- ・地域における文化財の保存・活用には、地方公共団体の登録制度だけではなく、様々な支援策を含めた総合的な検討が必要である。特に無形の民俗文化財は、人に付随する文化財であり、人と地域社会をどのように保護していくのかという視点が必要となる。
- ・また、すでに条例等で登録制度を持っている地方公共団体の取組を広く共有するなどして、希望する多くの地方公共団体に取り組みやすくする工夫が求められる。
- ・文化財保存活用地域計画のように、地方の登録制度を創設する際には、例えば、国登録への提案が行えるような検討も必要でないか。

#### (地方公共団体の体制充実)

- ・地域での保存・活用を進めていくにあたり、地方公共団体における文化財の専門人材

の不足が課題となるとの指摘が多い。地方公共団体において、登録制度の趣旨を踏まえて、積極的な把握と保存・活用の取組が行われるためには、専門人材の確保など行政の仕組みの充実が重要である。

- ・また、そのことが市町村における文化財保存活用地域計画の策定にもつながっていくことが期待される。